

平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科
第 2 次募集 法学既修者入試 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

解答上の注意

1. 問題冊子は、表紙を含め 3 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】下記の事例の下線部の行為について、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

1. 岡山市北区〇〇町にあるA所有の木造建造物甲（以下、「甲」という）は、Bの木造2階建て住居乙（以下、「乙」という）等と並立しているところ、Aが転居した後、長らく空き家となっていた。2013年4月初旬、解体業を営むXは、Aから甲を解体する作業を依頼され、これを解体した。

2. Xは、甲の解体作業を終え一人で廃材を取りまとめた後、タバコを吸いたくなくなったのでその場で喫煙し、その後、タバコの吸い殻を廃材の上でもみ消すと、完全に消えたと思いき、乙に隣接しておかれたB宅のゴミ箱用ポリバケツ（以下、「本件ポリバケツ」という）に投棄して、自転車を押して帰路につこうとした。

Xが10メートルほど歩くと、友人のCから携帯電話に着信があったので、その場で話し始めた。10分ほど話し込んでいると、ふと、背後で何かが燃える臭いがすることに気づき振り返ってみると、本件ポリバケツから火が出ているのを認めた（以下、「本件火災」という）。

3. Xは、すぐさまCとの電話を切り、今の時点では自分一人で消火することは可能であると認識しつつも、そうするとタバコの火の不始末であることがばれてしまうと思い、そのまま放置すれば乙を焼損する可能性があることを認識しながら、それでも仕方がないと考え、周りに誰もいないことを確認したうえで、その場を立ち去った。幸い、本件火災は、たまたま通りかかったDによって、乙に燃え移る直前に消し止められた。なお、Xは、乙が現住建造物であることを認識していた。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】（解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。）

警察官 K は、被害者を V とする、ナイフを使用した強盗殺人事件の被疑事実で、勾留中の X に対し、黙秘権を告知した上で取り調べていたが、X は、頑強に否認して自白しようとしなかった。そこで K が、X の気持ちを和らげるため、コーヒーを飲ませ、タバコを吸わせるなどしてリラックスさせた上、さらに、「犯行現場の近くでお前を見たという目撃者がいる。」旨の虚偽の事実を告げた。すると X は否認をあきらめて犯行を自白し、V を殺害した後、財布に入っていた金銭 2 万円を抜き取り、ナイフは犯行現場付近の山中に埋めた旨供述したため、その内容を録取した自白調書が作成された。また、K は、X の供述内容に沿って山中を捜索したところ、その供述どおり、犯行に供したと思われるナイフが発見された。

自白調書とナイフに証拠能力はあるか。

《問題 2 以上》

《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

不真正不作為犯と、現住建造物を焼損する認識で刑法 109 条以下の規定が定める客体に放火した場合の処理が問題になる基本的な設例を素材にして、刑法の基本的事項に関する正確な理解をみるとともに、事例処理能力を試すものである。

問題 2

利益誘導による自白採取に関わる法的問題の検討と、そのような自白をもとに獲得された証拠物の証拠能力の有無に関する問題を出題した。